

# 原子炉施設故障等報告書

別紙

平成24年12月21日

東京電力株式会社

件名	柏崎刈羽原子力発電所5号機 燃料棒同士の接触について
事象発生の日時	平成24年12月12日9時25分 (実用炉規則第19条の17第三号に該当すると判断した日時)
事象発生の場所	柏崎刈羽原子力発電所5号機
事象発生の原子炉施設名	原子炉本体 燃料集合体
事象の状況	<p>5号機は、第13回定期検査において、経済産業省原子力安全・保安院の指示文書(20120810原院第2号)に基づき、平成24年9月25日より燃料集合体チャンネルボックス上部(クリップ)の点検作業を実施していたところ、10月16日17時40分頃、点検中の使用済燃料集合体2体でウォータ・ロッドの一部に曲がりがあることを確認した。</p> <p>この事象を受け、原子力規制委員会より5号機の燃料集合体ウォータ・ロッドの曲がりの原因究明を行い、その結果について報告を求める旨の指示文書(原規防発第121017001号)を受領した。当該指示文書に基づき調査を実施していたところ、12月12日までに18体の使用済燃料集合体のウォータ・ロッドに曲がりを確認した。</p> <p>ウォータ・ロッドの曲がり確認された18体の使用済燃料集合体のうち、曲がり大きい燃料集合体2体について、ファイバースコープによる点検を実施した結果、ウォータ・ロッドが曲がったことにより、隣接する燃料棒同士が接触していることを確認したことから、平成24年12月12日9時25分、実用炉規則第19条の17第三号の報告事象に該当するものと判断した。</p> <p>なお、本事象による外部への放射性物質の影響はなかった。</p>
事象の原因	調査中
保護装置の種類及び動作状況	該当せず
放射能の影響	なし
被害者	なし
他に及ぼした障害	なし
復旧の日時	未定
再発防止対策	検討中